

## 令和8年第1回東浦町議会定例会議案等一覧表

### 1 議案等

| 区 分         | 件 数     |         |
|-------------|---------|---------|
|             | 令和8年第1回 | 令和7年第1回 |
| 1 条 例       | 9       | 11      |
| (1) 制 定     | 2       | 0       |
| (2) 全 部 改 正 | 0       | 0       |
| (3) 一 部 改 正 | 7       | 11      |
| (4) 廃 止     | 0       | 0       |
| 2 予 算       | 9       | 10      |
| (1) 一 般 会 計 | 2       | 3       |
| (2) 特 別 会 計 | 4       | 4       |
| (3) 企 業 会 計 | 3       | 3       |
| 3 その他の議案等   | 2       | 2       |
| 計           | 20      | 23      |

### 2 専決処分

| 区 分     | 件 数     |         |
|---------|---------|---------|
|         | 令和8年第1回 | 令和7年第1回 |
| 1 承 認   | 1       | 0       |
| (1) 条 例 | 0       | 0       |
| (2) 予 算 | 1       | 0       |
| 2 報 告   | 1       | 2       |
| 計       | 2       | 2       |

令和8年第1回東浦町議会定例会議案等概要  
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意第1号）

次の者を令和8年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

すぎ やま のぶ よし  
杉 山 信 義 （再任）

半田市東雲町 昭和39年生

第2 報 告（専決処分）

- 1 工事請負契約の変更について（小中学校屋内運動場（体育館）空調設備設置工事（その4））（報告第1号）

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

|         |   |
|---------|---|
| 工 事 名   | 小中学校屋内運動場（体育館）空調設備設置工事（その4）                           |
| 契 約 金 額 | 変更前 201,300,000円<br>変更後 203,786,000円（2,486,000円の増額）   |
| 契約の相手方  | 愛知県知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1<br>株式会社ヒューテック<br>代表取締役 長坂 勝之   |
| 変 更 理 由 | 卯ノ里小学校の屋内運動場の窓オペレーターの取替え等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。 |

### 第3 議 案：条例（制定）

#### 1 東浦町交流館条例の制定について（議案第9号）

交流館を設置する。

施行日：令和8年10月1日

条例に規定する事項

##### （1）設置

町民の福祉向上及び健康増進を図るとともに、世代間の交流を通じた活力ある地域づくりに資するため、次のとおり交流館を設置する。

| 名称      | 位置                  |
|---------|---------------------|
| 森岡交流館   | 東浦町大字森岡字段上3番地の5     |
| 緒川交流館   | 東浦町大字緒川字屋敷参区53番地    |
| 相生交流館   | 東浦町大字緒川字相生41番地の5    |
| 緒川新田交流館 | 東浦町大字緒川字寿久茂34番地     |
| 東ヶ丘交流館  | 東浦町大字緒川字西高根1番地の95   |
| 石浜交流館   | 東浦町大字石浜字連台37番地の1    |
| 生路交流館   | 東浦町大字生路字小太郎104番地の25 |
| 藤江交流館   | 東浦町大字藤江字仏11番地の3     |

##### （2）使用料

交流館の利用に係る使用料を次のとおり定める。

| 区分      | 1時間当たりの使用料の額（円） |        |
|---------|-----------------|--------|
| 森岡交流館   | ホール             | 500    |
|         | 和室1             | 各室 150 |
|         | 和室2             |        |
| 緒川交流館   | ホール             | 500    |
|         | 和室              | 150    |
|         | 機能訓練室           | 300    |
| 相生交流館   | ホール             | 500    |
|         | 会議室             | 350    |
| 緒川新田交流館 | 談話室             | 300    |
|         | 和室              | 350    |
|         | 洋室              | 350    |
| 東ヶ丘交流館  | 会議室             | 550    |

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 石浜交流館 | ホール   | 1,500  |
|       | 和室    | 350    |
|       | 研修室 1 | 各室 300 |
|       | 研修室 2 |        |
|       | 研修室 3 |        |
| 研修室 4 |       |        |
| 生路交流館 | ホール   | 500    |
| 藤江交流館 | ホール   | 500    |

### (3) 過料

詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者等に対し、過料を科すこととする。

## 2 東浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (議案第10号)

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を、国の基準（内閣府令）に定めるとおりとして定める。

施行日：令和8年4月1日

第4 議 案：条例（一部改正）

1 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（議案第11号）

議会の議員の議員報酬月額を引き上げる。

施行日：令和8年4月1日

議会の議員の議員報酬月額の引上げ

(1) 議長

393,000円 → 405,000円

(2) 副議長

311,000円 → 324,000円

(3) 常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長

290,000円 → 303,000円

(4) 議員

280,000円 → 293,000円

2 東浦町公告式条例等の一部改正について（議案第12号）

条例の公布等の方法を改める。

施行日：令和8年4月1日

(1) 条例の公布等は、原則、町ホームページに掲載して行うこととする。（第1条関係）

(2) 次の条例に基づく公表又は公示の方法は、(1)の例により行うこととする。

ア 東浦町監査委員に関する条例（第2条関係）

イ 東浦町都市公園条例（第3条関係）

3 東浦町行政手続条例の一部改正について（議案第 13 号）

聴聞等の通知に係る公示の方法を改める。

施行日：令和 8 年 5 月 21 日

聴聞等の通知に係る公示の方法について、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととする。

4 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（議案第 14 号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（公布：令和 8 年 2 月 6 日、施行：令和 8 年 4 月 1 日）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

5 東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について（議案第 15 号）

屋内運動場の空調設備の使用料を定める。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

屋内運動場の利用に関し、次のとおり空調設備に係る使用料区分を追加する。

| 区分   | 利用単位及び使用料の額   |
|------|---------------|
| 空調設備 | 30 分につき 500 円 |

6 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（議案第 16 号）

農業委員会会長等の報酬に年額のものを加える。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

農業委員会会長等の年額報酬

| 職名          | 報酬の額  |
|-------------|---|
| 農業委員会会長     | 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内において町長が規則で定める額 |
| 農業委員会副会長    |   |
| 農業委員会委員     |   |
| 農地利用最適化推進委員 |   |

7 東浦町火入れに関する条例の一部改正について（議案第17号）

異常乾燥注意報の名称を改める。

施行日：公布の日

第5 議 案：町道路線

町道路線の認定について（議案第27号）

次のとおり町道路線を認定する。

| 整理番号    | 路 線 名     | 起 点 ( 地 先 )         | 重要な経過地 |
|---------|-----------|---------------------|--------|
|         |           | 終 点 ( 地 先 )         |        |
| 2 4 2 1 | 緒川 421 号線 | 東浦町大字緒川字一本木 30 番 18 |        |
|         |           | 東浦町大字緒川字一本木 30 番 8  |        |